

所沢市告示第 459 号

所沢市市長及び副市長の給料の特例に関する条例をここに公布する。

令和7年9月30日

所沢市長 小野塚 勝 俊

公 示 送 達 書

所沢市告示第 460 号

令和 7年 9月30日

下記の書類は、財務部収税課に保管してありますので、来庁の上受領してください。

なお、地方税法第20条の2第3項の規定により、掲示を始めた日から起算して7日を経過したときは、書類の送達があったものとみなします。

地方税法第20条の2第1項の規定により公告します。

所沢市長 小野塚 勝俊

記

送 達 す べ き 書 類		送 達 を 受 け る 者
書 類 の 名 称	納 税 通 知 書 番 号	住 所 (所 在 地) 及 び 氏 名 (名 称)

公 示 送 達 書

所沢市告示第 461 号

令和7年9月30日

下記の書類は、財務部収税課に保管してありますので、来庁の上受領してください。

なお、地方税法第20条の2第3項の規定により、掲示を始めた日から起算して7日を
経過したときは、書類の送達があったものとみなします。

地方税法第20条の2第1項の規定により公告します。

所沢市長

小野塚 勝俊

記

送 達 す べ き 書 類		送 達 を 受 け る 者
書 類 の 名 称	納税通知書番号	住 所 (所 在 地) 及 び 氏 名 (名 称)

公 示 送 達 書

所沢市告示第 462 号

令和 7年 9月30日

下記の書類は、財務部収税課に保管してありますので、来庁の上受領してください。

なお、地方税法第20条の2第3項の規定により、掲示を始めた日から起算して7日を経過したときは、書類の送達があったものとみなします。

地方税法第20条の2第1項の規定により公告します。

所沢市長 小野塚 勝俊

記

送 達 す べ き 書 類		送 達 を 受 け る 者
書 類 の 名 称	納税通知書番号	住所(所在地)及び氏名(名称)

公 示 送 達 書

所沢市告示第 4 6 3 号

令和 7 年 9 月 3 0 日

下記の書類は、収税課（所沢市役所低層棟 2 階）に保管してありますので、来庁のうえ受領してください。

なお、地方税法第 2 0 条の 2 第 3 項の規定により、掲示を始めた日から起算して 7 日を経過したときは書類の送達があつたものとみなします。

地方税法第 2 0 条の 2 第 1 項の規定により公告します。

所沢市長 小 野 塚 勝 彦

記

送 達 す べ き 書 類	送 達 を 受 け る 者
書 類 の 名 称	住所（所在地）及び氏名（名称）